

保険証を提示せずに医療費を10割支払った場合の払い戻し

【社会保険・国保組合の方】

医療費の内訳

10割	
2割 (小学生以上は3割)	8割 (小学生以上は7割)
受給資格者証で無料になる部分 ⇒子育て給付課に請求	保険証で無料になる部分 ⇒加入している保険者に請求

注意!

国保の方は10割分すべてを国民健康保険課へ請求してください。



【手続き先】

子育て給付課(ニコニコこども館2階)
⇒8:30~18:00
(第3土曜、その翌日をのぞく)

各行政センター
⇒8:30~17:15
(平日のみ)

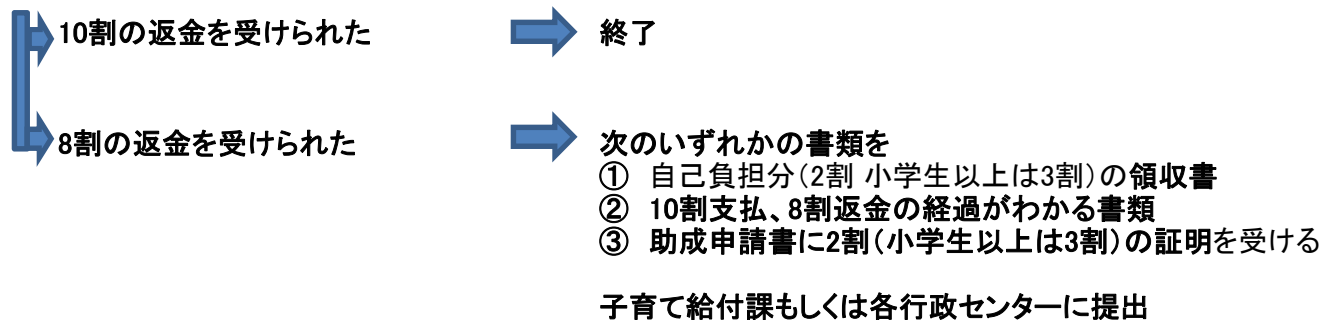
【手続き先】

全国健康保険協会の方
⇒各協会に

健康保険組合・共済組合の方
⇒勤務先を通じて各組合に

医療機関から返金を受けられる場合

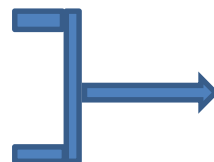
医療機関に保険証と受給資格者証を持参する



医療機関から返金を受けられない場合 医療機関には返金請求しない場合

① 療養費支払通知
保険者に「療養費」(8割分)の請求をする⇒支払通知が届く

② すべての医療機関
領収書の原本を取っておく
保険者に提出してしまう場合はコピーをとっておく……②
※領収書は保険診療点数がわかるものであること



①、②を
子育て給付課
各行政センターへに提出

郡山市子育て給付課
TEL 024-924-2411

